

第16回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成16年9月24日（金） 午後1時30分

場所 角館広域交流センター 多目的ホール

会議次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名について

4. 議 題

協議案第49号 町名・字名の取扱いについて（継続協議）

協議案第56号 一部事務組合等の取扱いについて（その2）

協議案第57号 農林水産関係事業の取扱いについて

協議案第59号 社会福祉協議会の取扱いについて（提案）

その他

5. 閉 会

合併協定項目

(その1)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第1回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第2回	H16. 6.16	第5回 臨時
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第2回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
	(協定項目) 新市建設計画(素案)について	H16. 9.13	第6回 臨時		
8	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 6.16	第5回 臨時
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 6.16	第5回 臨時
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第3回	H15. 7.25	第4回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その2)	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
13	慣行の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
14	各種事務事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 電算システム事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.30	第11回
	(協議細目) 広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 納税関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 消防防災関係事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 保健衛生事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回	H16. 8.23	第15回

合併協定項目

(その2)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
	(協議細目) 障害者福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 児童福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 保育事業の取扱いについて	H16. 6.25	第13回	H16. 9.13	第6回 臨時
	(協議細目) 生活保護事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) その他の福祉事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回	H16. 8.23	第15回
	(協議細目) 環境衛生事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回	H16. 8.23	第15回
	(協議細目) ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 環境対策事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 農林水産関係事業の取扱いについて	H16. 8.23	第15回		
	(協議細目) 商工・観光関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 建設関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 上・下水道事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 学校教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 文化振興事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) コミュニティ活動の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 社会教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) その他の事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回	H16. 8.23	第15回
	(協議細目) 地域交通対策関係事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 社会福祉協議会の取扱いについて	H16. 9.24	第16回		
15	条例・規則等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
16	公共的団体等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
17	補助金・交付金等の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
18	使用料、手数料等の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
19	行政区の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回

合併協定項目

(その3)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
20	一部事務組合等の取扱いについて	H16. 6.25	第13回		
	(協議細目) 一部事務組合等の取扱いについて (その1)	H16. 6.25	第13回	H16. 7.22	第14回
	(協議細目) 一部事務組合等の取扱いについて (その2)	H16. 8.23	第15回		
21	町名・字名の取扱いについて	H16. 6.25	第13回		
22	国民健康保険事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回	H16. 8.23	第15回

協議案第49号

町名・字名の取扱いについて（継続協議）

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

調整事項	町名・字名の取扱い	関連項目	
調整の内容	町、字の名称及び区域の取扱いについては、現行を基本として調整する。ただし、これにより難しい場合は、変更を行うものとする。		

現		況		調整方針
田沢湖町	角館町	西木村		
大字数 11	町名数 21 大字数 11	大字数 8		住民の意向を尊重し、協議会で調整のうえ決定する。
玉川 田沢 生保内 刺巻 潟 小松 角館東前郷 岡崎 神代 梅沢 卒田	細越町 山根町 表町上丁 表町下丁 裏町 東勝楽丁 川原町 歩行町 小人町 横町 上新町 岩瀬町 下新町 下岩瀬町 中町 下中町 七日町 西勝楽町 田町上丁 田町下丁 竹原町	岩瀬 山谷川崎 川原 小勝田 西長野 雲然 下延 八割 白岩 藪田 白岩広久内	上桧木内 下桧木内 西明寺 小山田 門屋 上荒井 小淵野 西荒井	
あざすう 字数 314	あざすう 字数 280	あざすう 字数 159		

協議案第56号

一部事務組合等の取扱いについて（その2）

一部事務組合等の取扱いについて（その2）、次のとおり提案する。

協 議 事 項	一部事務組合等の取扱い(その2)	関 係 項 目	公衆衛生施設組合、公社他
調整の内容	<p>1. 角館町外3か町村公衆衛生施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産、債務並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。なお、中仙町については、大仙市の合併の前日をもって脱退する。また、中仙町分に係る財産、債務の取扱いについては、合併前に協議の上、調整する。</p> <p>2. 秋田県町村土地開発公社については、合併の日の前日をもって、脱退する。債務残については、償還表に基づいて定時償還を行う。</p> <p>3. 各町村の第三セクター等については、出資金は新市に引き継ぎ、管理・運営は現行のとおりとする。</p>		

現 況				調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
一 部 事 務 組 合 加 入 状 況	角館町外三か町村公衆衛生施設組合 (構成団体名) 角館町、田沢湖町、中仙町、西木村 (共同処理の事業内容) し尿処理、ごみ処理	左記に同じ	左記に同じ	合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産、債務並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。 なお、中仙町については、大仙市の合併の日の前日をもって脱退する。 また、中仙町分に係る財産、債務の取扱いについては、合併前に協議の上、調整する。
公 社	秋田県町村土地開発公社 (主たる業務) 公共、公用施設等に供する土地の取得、管理、処分。 (構成団体) 県内60町村 (平成15年度末残高) 205,586千円	左記に同じ (平成15年度末残高) 791,472千円	左記に同じ (平成15年度末残高) 47,211千円	合併の日の前日をもって、脱退する。 債務残については、償還表に基づいて定時償還を行う。

		現 況			調整方針
		田沢湖町	角館町	西木村	
第 三 セ ク タ ー 等	株式会社 アロマ田沢湖 資本金 490,000千円 (町出資金470,400千円) 事業内容 ハーブ園の経営、管理等	株式会社 花葉館 資本金 100,000千円 (町出資金 63,000千円) 事業内容 宿泊、温泉、料飲等	株式会社 西木村総合公社 資本金 50,000千円 (町出資金 40,000千円) 事業内容 温泉保養施設運営(クリオン)、 労働者請負等	第三セクター等については、 出資金は新市に引き継ぎ、管 理・運営は現行のとおりとす る。	
	玉川ダム湖総合開発株式会社 資本金 42,250千円 (町出資金 21,250千円) 事業内容 玉川ダム周辺等の環境整備	株式会社 西宮家 資本金 45,000千円 (町出資金 30,000千円) 事業内容 レストラン、土産販売、バス運行 (スマイルバス)等			
	田沢湖高原リフト株式会社 資本金 391,725千円 (町出資金 61,160千円) 事業内容 索道(リフト) 宿泊(スキー場口 ヅジ) 飲食等(スキーハウス)	(左記に同じ)	(左記に同じ)		
	(出資比率50%以上もしくは出資 金額30,000千円以上のもの)				

協議案第 57 号

農林水産関係事業の取扱いについて【協定項目 23 - 18】

農林水産関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整の内容	<p>1. 農林業の振興に関する計画は、新市において策定するものとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。ただし、地域指定に係る計画は、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2. 農業生産支援制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 新たな米政策に関連する事業は、合併時に調整する。</p> <p>4. 畜産関係事業は、合併時に調整する。</p> <p>5. 土地改良関係事業は、田沢湖町の例を基本に調整する。ただし、採択済み事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>6. 林業関係事業は、合併時に調整する。</p>		

現		況		調 整 方 針
事務事業名	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
主要計画	【田沢湖町農業振興地域整備計画】 (策定 昭和49年3月) (変更 平成8年3月) (計画総面積) 14,571ha (農用地面積) 2,740ha	【角館町農業振興地域整備計画】 (策定 昭和49年4月) (変更 平成4年6月) (計画総面積) 8,400ha (農用地面積) 1,592ha	【西木村農業振興地域整備計画】 (策定 昭和46年4月) (変更 平成7年3月) (計画総面積) 6,700ha (農用地面積) 1,543ha	合併後、新市で計画を策定する。 なお、新計画策定までの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。
	【田沢湖町山村振興計画】 (指定地区) 田沢地区、生保内地区 (第5期計画 平成15～17年度)	【角館町山村振興計画】 (指定地区) 中川地区、雲沢地区、白岩地区 (第5期計画 事業計画なし)	【西木村山村振興計画】 (指定地区) 全域 (第5期計画 平成16～19年度)	現計画を新市に引き継ぐものとする。
	【田沢湖町農業農村整備事業管理計画】 農業農村事業の根幹となる計画であり、5年間の計画期間で、毎年見直しする。	【角館町農業農村整備事業管理計画】 農業農村事業の根幹となる計画であり、5年間の計画期間で、毎年見直しする。	【西木村農業農村整備事業管理計画】 農業農村事業の根幹となる計画であり、5年間の計画期間で、毎年見直しする。	合併後、新市で計画を策定する。 なお、新計画策定までの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。
	【田沢湖町森林整備計画】 (計画期間) H12～H21 町における森林整備計画のマスタープランであり、計画期間は10年で5年ごとに見直しする。	【角館町森林整備計画】 (計画期間) H12～H21 町における森林整備計画のマスタープランであり、計画期間は10年で5年ごとに見直しする。	【西木村森林整備計画】 (計画期間) H12～H21 町における森林整備計画のマスタープランであり、計画期間は10年で5年ごとに見直しする。	合併後、新市で計画を策定する。 なお、新計画策定までの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。
生産支援制度	【田沢湖町中山間地域振興基金】 (期間) 平成14～18年度		【西木村特定農山村地域総合支援事業基金】 (期間) 平成13～17年度	現行のとおり新市に引き継ぐ。(事業充当範囲等も現行のとおり)
	【田沢湖町農業経営基盤強化資金利子補給事業】	【角館町農業経営基盤強化資金利子補給事業】	【西木村農業経営基盤強化資金利子補給事業】	合併時に制度を再編し、新市に引き継ぐ。
	【田沢・生保内地区農林業振興資金】			現行のとおり新市に引き継ぐ。(適用範囲等も現行のとおり)

現 況				調 整 方 針	
事務事業名	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村		
水田農業構造改革 対策事業 (生産調整事業)	<p>〔新たな米政策〕 米政策改革大綱 (計画期間) 平成16～22年度 (目的) 需要に応じた「売れる米づくり」 (農用地面積) 2,538ha (うち水田面積) 2,157ha (農家数) 1,105戸 (担い手農家数) 275人 (認定農業者数) 169人</p>	<p>〔新たな米政策〕 米政策改革大綱 (計画期間) 平成16～22年度 (目的) 需要に応じた「売れる米づくり」 (農用地面積) 1,571ha (うち水田面積) 1,471ha (農家数) 1,017戸 (担い手農家数) 162人 (認定農業者数) 75人</p>	<p>〔新たな米政策〕 米政策改革大綱 (計画期間) 平成16～22年度 (目的) 需要に応じた「売れる米づくり」 (農用地面積) 1,686ha (うち水田面積) 1,113ha (農家数) 802戸 (担い手農家数) 184人 (認定農業者数) 94人</p>	<p>新市において計画を策定する。 なお、新計画策定までの間は、現計画を引き継ぎ運用するものとする。</p>	
	<p>〔理念〕 消費者・市場重視の考え方に立ち、需要に即応した米づくりの推進による水田農業経営の安定化と発展 〔需給見通〕(H16～H19)「食料・農業・農村政策審議会」の助言を得て、国が「基本指針」を策定 米の作付目標面積を配分 (H20以降)「農業者・農業団体が自らの販売戦略に基づき、需給に応じた生産数量を決定・実行 〔助成制度〕 地域の創意工夫を活かした助成体系(H16～H18)</p>				
	産地づくり推進交付金事業				
	<p>〔田沢湖町地域水田農業ビジョン〕 (計画期間) H16～H22 (地域特例振興作物) ・そば 作物作付助成 担い手・集落営農組織への加算助成</p>	<p>〔角館町地域水田農業ビジョン〕 (計画期間) H16～H22 (地域特例振興作物) ・アスパラ 作物作付助成 担い手・集落営農組織への加算助成 有機等栽培米助成 利用権設定等助成</p>	<p>〔西木村地域水田農業ビジョン〕 (計画期間) H16～H22 (地域特例振興作物) ・ほうれんそう 作物作付助成 担い手・集落営農組織への加算助成 有機等栽培米助成 利用権設定等助成</p>		
	<p>米価下落影響緩和対策事業 米価下落時に、300円/60kg + 下落額の50%を補てん</p>				
<p>担い手経営安定対策事業 (水田経営面積 4ha以上の認定農業者、水田経営面積 20ha以上の集落型経営体) 稲作収入減額分の80%を補てん</p>					

現 況				調 整 方 針
事務事業名	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
畜産関係	【田沢湖町畜産祭り】 町が、毎年7月に開催	【角館町・西木村合同畜産共進会】 角館町と西木村で共同開催(事務担当は一年交代)	【角館町・西木村合同畜産共進会】 角館町と西木村で共同開催(事務担当は一年交代)	合併時に再編し、新市において畜産共進会を開催する。
			【牧場】西木村菅大覚野牧場 面積 176ha 直営管理 肉用牛対象 放牧料 成牛 231円/頭/日 村外は、20%加算	新市において存続する。放牧料等の範囲区分を市内・市外とする。
	【家畜防疫対策事業】 家畜伝染病予防事業費補助 家畜総合衛生防疫事業費補助	【家畜防疫対策事業】 家畜伝染病予防事業費補助 家畜総合衛生防疫事業費補助	【家畜防疫対策事業】 家畜伝染病予防事業費補助 家畜総合衛生防疫事業費補助	合併時に再編し、新たな補助基準を設ける。
	【家畜導入補助事業】 優良牛(肉用)導入促進事業 30千円/頭 町内産雌素牛保留対策事業 30千円/頭 優良豚導入促進事業 25%	【家畜導入補助事業】 優良牛(肉用)導入促進事業 50万円限度 27%、40万円以下 18% 優良牛(乳牛)導入促進事業 50万円限度 27%	【家畜導入補助事業】 優良牛(肉用)導入促進事業 30千円/頭 受精卵移植推進事業 15,000円/頭・回	
	【田沢湖町畜産振興基金】 昭和61年度 設置	【角館町特別導入事業(肉用牛)基金】 昭和57年度 設置	【西木村肉用牛特別導入事業基金】 昭和57年度 設置	基金設置の経緯を勘案し、合併時に調整する。

現 況				調 整 方 針
事務事業名	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
土地改良事業	【田沢湖町ふるさと水と土保全基金】 H5 設置 (積立金額 10,000千円) 果実運用型基金	【角館町ふるさと水と土保全基金】 H5 設置 (積立金額 10,000千円) 果実運用型基金	【西木村ふるさと水と土保全基金】 H5 設置 (積立金額 10,000千円) 果実運用型基金	基金設置の経緯を勘案し、合併時に統合し、新市に引継ぐものとする。
県営ほ場整備事業	【真崎地区】 37ha H12～H17 【手倉・相内端地区】 34ha H16～H21 (負担割合) 国 50% 県 30% 町 10% 受益者 10%	【白岩第一地区】 103ha H12～H17 (負担割合) 国 50% 県 30% 町 10% 受益者 10%	実施事業なし	国県補助事業は、当該事業の採択基準によるため差異はない。 なお、受益者負担は、田沢湖町の例を基本に合併時に調整する。 ただし、採択済みの補助事業(継続)は現行のとおりとする。
国庫補助事業	【農村総合整備モデル事業】 田沢湖地区 H8～H17 (工種) 農業用排水路、農道、改良保全、集落道、集落排水路、防火水槽、農村公園、景観保全 (負担割合) 国 50% 県 0～20% 町 50～10% 受益者 20・15・0% 受益者負担 (農業用排水路 15%) (暗渠排水工 20%) 【農業集落排水事業】 田沢地区 H17～H21 対象戸数 213戸 (負担割合) 国 50% 県 15% 受益者(予定) 20万円/戸 町 残額	【土地改良施設維持管理適正化事業】 大黒沢地区ため池改修 H17～H18 小黒沢地区ため池改修 H15～H18 (負担割合) 国 30% 県 30% 町 30% 受益者 10%	【中山間地域活性化総合整備事業】 西明寺地区 H14～H18 (工種) 農業用排水路、農道、改良保全、集落道、集落排水路、農村公園、コミュニティ施設 (負担割合) 国 55% 県 0～20% 村 45～30% 受益者 0% 桜木内地区 H17～H21 (工種) 農業用排水路、農道、改良保全、集落道、集落排水路、防火水槽 (負担割合) 国 55% 県 0～20% 村(未定) 受益者(未定)	町村単独土地改良事業及び小土地改良事業費補助金は、田沢湖町の例を基本に合併時に調整する。
県単独補助事業	【県単小規模土地改良事業】 (負担割合) 県 30% 町 20% 受益者 50%	【県単小規模土地改良事業】 (負担割合) 県 30% 町 0% 受益者 70%	【県単小規模土地改良事業】 (負担割合) 県 30% 村 70% 受益者 0%	
町村単独土地改良事業	実施事業なし	実施事業なし	村単土地改良事業 (負担割合) 村 100% 受益者 0%	
小土地改良事業費補助金	【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 20%	【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 30%	【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 50～100%	

現 況				調 整 方 針
事務事業名	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
農地・農業用施設 災害復旧事業 (国庫補助事業)	【対象事業】 査定設計額 40万円以上 (測量試験費は、補助対象外) 農地災害 (負担割合) 国 50% 県 0% 町 0% 受益者 50% {激甚災による補助率増高有} 農業用施設災害 (負担割合) 国 65% 県 0% 町 15% 受益者 20% {激甚災による補助率増高有}	【対象事業】 査定設計額 40万円以上 (測量試験費は、補助対象外) 農地災害 (負担割合) 国 50% 県 0% 町 0% 受益者 50% {激甚災による補助率増高有} 農業用施設災害 (負担割合) 国 65% 県 0% 町 0% 受益者 35% {激甚災による補助率増高有}	【対象事業】 査定設計額 40万円以上 (測量試験費は、補助対象外) 農地災害 (負担割合) 国 50% 県 0% 村 50% 受益者 0% {激甚災による補助率増高有} 農業用施設災害 (負担割合) 国 65% 県 0% 村 35% 受益者 0% {激甚災による補助率増高有}	国庫補助事業であり、採択基準に 差異はない。 受益者負担は、田沢湖町の例を基 本に合併時に調整する。 ただし、採択済みの補助事業(継続) は現行のとおり新市に引き継ぐ。
農地・農業用施設 災害復旧事業 (小規模災害事業)	【対象事業】 査定設計額 40万円未満 【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 20%	【対象事業】 査定設計額 40万円未満 【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 30%	【対象事業】 査定設計額 40万円未満 【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 50%	田沢湖町の例を基本に合併時に調 整する。
林業関係	【緑化推進事業】 緑の羽根募金 (主体) 田沢湖町緑化推進委員会 (募金形態) 学校募金、職場募金、集落募金 (募金管理) 通帳管理	【緑化推進事業】 緑の羽根募金 (主体) 角館町緑化推進委員会 (募金形態) 学校募金、職場募金、集落募金 (募金管理) 通帳管理	【緑化推進事業】 緑の羽根募金 (募金形態) 学校募金、職場募金、集落募金 (募金管理) 通帳管理	合併時に組織体制・募金方法・管 理方法を統一する。
	【林道開設(管理)事業】 (用地等) 買収(登記あり) (立木等) 補償あり (負担区分) 受益者負担なし	【林道開設(管理)事業】 事業計画なし	【林道開設(管理)事業】 (用地等) 無償提供(H15以前分筆登記 なし)、(立木等) 補償なし (負担区分) 受益者負担なし	採択済みの林道開設等補助事業は 現行のとおり新市に引き継ぐ。 林道用地等の取扱いについては、 新市において調整する。
	【作業道開設事業費補助】 (補助率) 事業費の20%、 限度額 10万円 (補助対象) 実施林家	【作業道開設事業費補助】 該当事業なし	【作業道開設事業費補助】 (補助率) 1,000円/m (補助対象) 集落作業道 500m以上	合併時に再編し、新たな補助基準 を設ける。
	【間伐事業等補助】 (補助対象) 林齢 11～35年生 (補助率) 国県 68%	【間伐事業等補助】 (補助対象) 林齢 11～35年生 (補助率) 国県 68%	【間伐事業等補助】 (補助対象) 林齢 11～35年生 (補助率) 国県 68% 村 10%	
	【有害鳥獣駆除事業】 田沢湖地方猟友会へ委託	【有害鳥獣駆除事業】 角館猟友会へ委託	【有害鳥獣駆除事業】 西木地方猟友会へ補助金交付	事業実施方法について、合併時に 再編する。

協議案第 59 号

社会福祉協議会の取扱いについて【協定項目 23 - 28】（提案）

社会福祉協議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会福祉協議会
調整の内容	1. 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら合併を支援する。 2. 社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角 館 町	西 木 村	
社会福祉協議会の現状	名称 田沢湖町社会福祉協議会 事務所の位置 田沢湖町生保内字宮ノ後 (田湖町役場第2庁舎内) 役員定数 ・会長 1名(町長) ・副会長 1名 ・理事 11名 ・評議員 30名 ・監事 3名 事務局職員 5名 (臨時職員等含む・事務局長町派遣) 事業部局職員 20名 (臨時パート職員等含む) 借地・借施設等 ・事務所(田沢湖町役場第2庁舎) 107.94㎡ 町施設無償貸与 ・車庫 39.66㎡ 町施設無償貸与 ・デイサービスセンター (運営受託事業施設)	名称 角館町社会福祉協議会 事務所の位置 角館町小勝田字間野 (秋田県大曲保健所角館分室内) 役員定数 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 12名 ・評議員 35名 ・監事 3名 事務局職員 7名 (臨時パート職員等含む) 事業部局職員 29名 (臨時パート職員等含む) 借地・借施設等 ・事務所(大曲保健所角館分室施設) 102.06㎡ 県施設無償貸与 ・車庫 28.62㎡ 県施設無償貸与 ・田町デイサービスセンター 105.30㎡ 町施設無償貸与	名称 西木村社会福祉協議会 事務所の位置 西木村下桧木内字高屋 (西木村福社会館内) 役員定数 ・会長 1名(村長) ・副会長 2名 ・理事 8名 ・評議員 23名 ・監事 2名 事務局職員 4名 (非常勤職員含む) 事業部局職員 41名 (臨時パート職員等含む) 借地・借施設等 ・西木村福社会館敷地 ・西木村社会福祉協議会車庫敷地 土地 村より無償借入 ・事務所建物(鉄骨造2階建て)は 村より無償贈与されている	社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら合併を支援する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
主な単独事業 及び補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・食の自立支援（給食サービス） ・心配ごと相談事業 ・ネットワーク活動推進事業 ・福祉教育活動事業 ・ボランティアセンター事業 ・ボランティア活動育成事業 ・福祉員研修会 ・在宅支援事業(防火診断、巡回相談) ・ミニ・デイサービス事業 ・ひとり暮らし老人お楽しみ会 ・たすけあい資金貸付事業 ・訪問介護事業所 ・居宅介護支援事業所 ・通所介護事業所 ・障害者支援費居宅介護支援事業所 ・精神障害者居宅介護事業 ・生活保護介護扶助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・田町デイサービスセンター事業 ・心配ごと相談事業 ・ネットワーク活動推進事業 ・福祉教育活動事業 ・社会福祉大会の開催 ・ボランティアセンター事業 ・福祉員研修会 ・在宅支援事業(防火診断、巡回相談) ・ミニ・デイサービス事業 ・ひとり暮らし老人お楽しみ会 ・たすけあい資金貸付事業 ・訪問介護事業所 ・居宅介護支援事業所 ・通所介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・障害者支援費居宅介護支援事業所 ・精神障害者居宅介護事業 ・生活保護介護扶助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク活動推進事業 ・福祉教育活動事業 ・保健福祉推進大会の開催 ・ボランティア活動育成事業 ・在宅支援事業(防火診断、巡回相談) ・ミニ・デイサービス事業 ・ひとり暮らし老人お楽しみ会 ・たすけあい資金貸付事業 ・居宅介護支援事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・障害者支援費居宅介護支援事業所 ・精神障害者居宅介護事業 ・生活保護介護扶助事業 	社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。
主な委託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがい活動通所支援事業 ・ふれあい安心電話 (緊急通報システム整備事業) ・家族介護者交流事業 (元気回復事業) ・ホームヘルパー派遣事業 (自立支援・精神・居宅生活支援) ・田沢湖町デイサービスセンター事業 ・身体障害者支援事業(支援費制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがい活動通所支援事業 ・ふれあい安心電話 (緊急通報システム整備事業) ・食の自立支援(配食サービス)事業 ・地域福祉増進事業(紙おむつ支給) ・外出支援サービス事業 ・家族介護者交流事業 ・家族介護教室 ・理容サービス事業 ・友愛訪問事業 ・ホームヘルパー派遣事業 (自立支援・精神・居宅生活支援) ・身体障害者支援事業(支援費制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがい活動通所支援事業 ・ふれあい安心電話 (緊急通報システム整備事業) ・食の自立支援(配食サービス)事業 ・寝具洗濯乾燥サービス事業 ・介護予防地域支え合い事業 (介護用品支給) ・外出支援サービス事業 ・家族介護者交流事業 ・家族介護教室 ・心配ごと相談事業 ・ホームヘルパー派遣事業 (自立支援・精神) ・ひのきない保育園の受託運営、 ・かみひのきない保育園の受託運営 	

		現 況			調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村		
補助金等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会補助金 <p>15年度補助金額 23,295,754円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会運営費補助金 ・社会福祉活動専門員負担金 ・心配ごと相談所開設費負担金 ・在宅福祉活動促進事業費補助金 <p>15年度補助金、負担金額 11,113,217円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会補助金 <p>15年度補助金額 17,163,000円</p>		
団体事務局等	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者協会 ・手をつなぐ育成会 ・遺族会 ・傷痍軍人会 ・母子寡婦福祉会 ・日赤分区 ・共同募金会 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会 ・身体障害者協会 ・手をつなぐ育成会 ・母子寡婦福祉会 ・日赤分区 ・共同募金会 ・ボランティア連絡協議会 ・水難救助青い羽募金 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会 ・身体障害者協会 ・手をつなぐ育成会 ・遺族会 ・傷痍軍人会 ・母子寡婦福祉会 ・日赤分区 ・共同募金会 ・ボランティア連絡協議会 		